

生駒市条例第20号

生駒市個人情報保護条例及び生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月10日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報保護条例及び生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 生駒市個人情報保護条例(平成10年3月生駒市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第22条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月生駒市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。